



2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O (最 高 執 行 責 任 者) 新 里 雅 則
(コード番号：4320 東証スタンダード、札幌)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
(T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

(変更)「自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、2026 年 8 月 5 日付で公表いたしました「自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」につきまして、①SK-03 株式会社（以下「他社株公開買付者」といいます。）が、2026 年 8 月 31 日付で、日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）との間で、NECが所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全てを他社株公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本他社株公開買付け」といいます。）に応募しないこと及び本他社株公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している当社の臨時株主総会において、当社株式の株式併合に関連する議案に賛成すること等を内容とする他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書を締結したことにより、買付予定数を変更し、かつ、NECが所有する当社株式に係る議決権の個数に相当する株式数分だけ買付予定数の下限を引き下げることを決定したこと（変更前の買付予定数：10,486,037 株（所有割合：62.88%）、変更後の買付予定数：9,286,037 株（所有割合：55.69%）、引下げ前の買付予定数の下限：4,968,300 株（所有割合：29.79%）、引下げ後の買付予定数の下限：3,768,300 株（所有割合：22.60%））、並びに、②2026 年 8 月 31 日付で、株式会社EMシステムズ及び日本事務器株式会社との間でそれぞれ所有する当社株式の全てを本他社株公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約書を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所には下線を付しております。

なお、他社株公開買付者が当社株式を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び証券会員制法人札幌証券取引所本則市場に上場している当社株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための一連の取引の詳細につきましては、当社が 2026 年 8 月 5 日付で公表いたしました「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」(当社が 2026 年 8 月 31 日付で公表いたしました「(変更)「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更について」により変更された事項を含みます。)をご参照ください。

記

1. 買付け等の目的

(訂正前)

<前略>

- (iv) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、当社による、①当社の第4位株主であるUH Partners 3 投資事業有限責任組合(所有株式数:1,156,800株、所有割合:6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。)が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,500株、②当社の第5位株主であるUH Partners 2 投資事業有限責任組合(所有株式数:1,143,900株、所有割合:6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。)が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,400株、③当社の第6位株主である光通信株式会社(以下「光通信」といいます。)が2026年8月5日現在所有する当社株式(1,079,600株、所有割合:6.47%)の全て、④当社の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合(所有株式数:968,700株、所有割合:5.81%、以下「エスアイエル」といいます。)が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)との間の特定包括信託契約(以下「本信託契約」といいます。)に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している当社株式の全てである40,800株(所有割合:0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除(以下「本信託契約解除」といいます。)することにより、光通信が所有することとなる予定とのことです。)の全てを合計した1,152,900株(所有割合:6.91%)(以下「本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)」といい、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を所有する光通信グループ(以下に定義します。)を「本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)」といいます。)、並びに⑥当社の第3位株主である日本電気株式会社(所有株式数:1,200,000株、所有割合:7.20%、以下「NEC」といいます。)が所有する当社株式の全て(以下「NEC所有株式」といいます。)を取得することを目的とした自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。)

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日(以下「本基準日」といいます。)の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配(以下に定義します。以下同じです。)が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)は、光通信(その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株)、株式会社UH Partners 2(以下「(株)UH Partners 2」といいます。)(その所有予定株式数11,400株)、株式会社UH Partners 3(以下「(株)UH Partners 3」といいます。)(その所有予定株式数11,500株)及び株式会社エスアイエル(以下「(株)エスアイエル」といいます。)(その所有予定株式数9,600株)となる予定とのことです。また、NECについては、以下に記載のとおり、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本他社株公開買付けの公表予定日として伝達した2026年8月5日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、2026年8月5日現在、

本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているとのことです。

<中略>

加えて、他社株公開買付者は、当社の第4位株主であるUH Partners 3（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%）、当社の第5位株主であるUH Partners 2（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%）、当社の第6位株主である光通信（所有株式数：1,079,600株、所有割合：6.47%）、当社の第7位株主であるエスアイエル（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%）、並びに株式会社光通信の連結子会社である株式会社エスアイエル（以下「(株)エスアイエル」といいます。）、株式会社UH Partners 2（以下「(株)UH Partners 2」といいます。）、株式会社UH Partners 3（以下「(株)UH Partners 3」といいます。）及びHTIO（注8）（以下、UH Partners 3、UH Partners 2、光通信、エスアイエル、(株)エスアイエル、(株)UH Partners 2、(株)UH Partners 3及びHTIOをあわせて、「光通信グループ」といいます。）の各社との間で、2026年8月5日付で非公開化協力契約（以下「本非公開化協力契約」といいます。）を締結し、光通信グループが2026年8月5日現在所有する当社株式の全て（所有株式数：4,349,000株、所有割合：26.08%）及び信託譲渡対象株式（所有株式数：40,800株、所有割合：0.24%）のうち、(i)本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について、(a)本他社株公開買付けに応募しないこと（三井住友信託銀行に対して応募する旨の指示を行わないことを含むとのことです。）、(b)本他社株公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること（信託譲渡対象株式に関する議決権行使を除くとのことです。）、(c)本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募すること、(ii)①UH Partners 3が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である1,133,800株、②UH Partners 2が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である1,121,200株及び③エスアイエルが2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である949,500株を合計した3,204,500株、（以下「本自己株式取得応募合意株式」といい、本自己株式取得応募合意株式を所有する光通信グループを「本自己株式取得応募合意株主」といいます。なお、下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、本自己株式取得応募合意株主はHTIOとなる予定とのことです。）について、(a)本他社株公開買付け及び本自社株公開買付けに応募しないこと、(b)本他社株公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、(c)本株式併合の効力発生後の2027年1月中旬頃に当社が実施する予定の臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本減資等を行うことに関連する各議案に賛成すること、(d)本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後の2027年1月中旬以降に当社が実施する予定の本自己株式取得に応じて本自己株式取得応募合意株式を売却することに合意しているとのことです（注9）。

（注8）<省略>

（注9）<省略>

さらに、他社株公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i)本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する当社株式

について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2 及び（株）UH Partners 3 に対して、(ii) 本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しているとのことです（注 10）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは当社株式 9,600 株（所有割合：0.06%）を、（株）UH Partners 2 は当社株式 11,400 株（所有割合：0.07%）を、（株）UH Partners 3 は当社株式 11,500 株（所有割合：0.07%）を、HTIOは当社株式 3,204,500 株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定とのことです（注 10）。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、当社の株主を他社株公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものであるとのことです。なお、本非公開化協力契約の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本非公開化協力契約」をご参照ください。

（注 10）本現物分配はいずれも、本現物分配の実施する日以前 1 年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、令第 9 条）に該当するものの間で実施されることから、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。）第 3 条第 1 項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けているとのことです。

本他社株公開買付けにおいて、他社株公開買付者は、当社株式の非公開化を企図しているため、買付予定数の下限を 4,968,300 株（所有割合：29.79%）に設定しており、本他社株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本他社株公開買付けにおいては、他社株公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないことから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300 株）以上の場合、他社株公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本他社株公開買付けにおける買付予定数の下限（4,968,300 株、所有割合：29.79%）は、本基準株式数（16,675,537 株）に係る議決権の個数（166,755 個）に、3 分の 2 を乗じた数（111,170 個、小数点以下を切上げ。）から、当社の取締役 6 名が所有する譲渡制限付株式（杉本氏が所有する当社株式 197,800 株（株券等所有割合（注 11）：1.19%）、新里雅則氏が所有する当社株式 27,200 株（株券等所有割合：0.16%）、松澤好隆氏が所有する当社株式 42,100 株（株券等所有割合：0.25%）、芳賀恵一氏が所有する当社株式 21,200 株（株券等所有割合：0.13%）、田口常仁氏が所有する当社株式 10,000 株（株券等所有割合：0.06%）、藤本香氏が所有する当社株式 6,100 株（株券等所有割合：0.04%）。以下「本譲渡制限付株式（当社取締役）」といいます。）（304,400 株）に係る議決権の個数（3,044 個）、当社の子会社の取締役 7 名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）」といいます。）（44,500 株）に係る議決権の個数（445 個）、本譲渡株式（1,450,800 株）に係る議決権の個数（14,508 個）、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。1,112,100 株）に係る議決権の個数（11,121 個）、本自己株式取得応募合意株式（3,204,500 株）に係る議決権の個数（32,045 個）及び本現物分配対象外株式（32,400 株）に係る議決権の個数（324 個）を控除した数（49,683 個）に、当社の単元株式数である 100 を乗じた株

式数(4,968,300株)に設定をしているとのことです。なお、本自社株公開買付け応募合意株式(光通信グループ)については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除き、本基準日時点での本自社株公開買付け応募合意株主(光通信グループ)が議決権を行使する予定とのことです。また、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが2026年8月5日現在所有している当社株式のうち、本現物分配対象外株式に関しても、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定とのことです。

(注11) <省略>

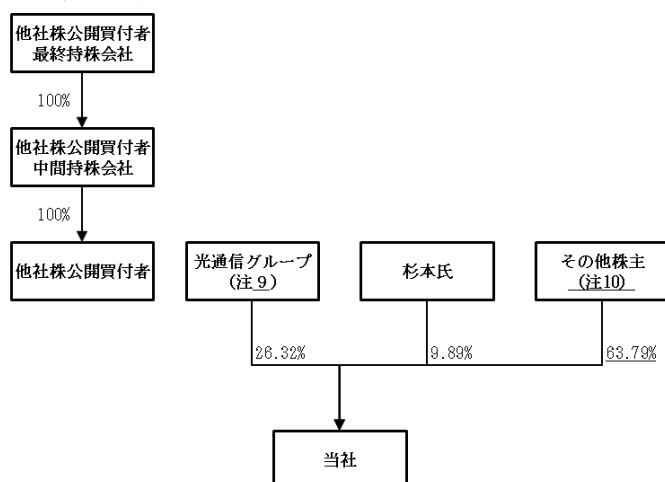
本取引において、他社株公開買付者が当社株式を非公開化することを目的としているところ、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、買付予定数の下限を、他社株公開買付者、本自社株公開買付け応募合意株主(光通信グループ)(ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。)及び本自己株式取得応募合意株主が所有する議決権の数、本現物分配対象外株式に係る議決権の数、並びに本譲渡制限付株式(当社取締役)及び本譲渡制限付株式(当社子会社取締役)に係る議決権の数の合計で当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。なお、本現物分配対象外株式に関しては、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定であるため、買付予定数の下限を設定するにあたり控除しているとのことです。本譲渡株式(1,450,800株)に係る議決権の個数(14,508個)については、本基準日前に他社株公開買付者が取得する見込みであることから、本臨時株主総会において、他社株公開買付者により本株式併合に対して賛成の議決権行使がなされる予定とのことです。本譲渡制限付株式(当社取締役)に関しては、譲渡制限が付されていることから、本他社株公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026年8月5日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本他社株公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、当社の取締役10名のうち、杉本氏及び浅見英徳氏(以下「浅見氏」といいます。)を除く8名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること(なお、杉本氏は、他社株公開買付者との間で本譲渡契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用人であるため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。)、杉本氏は本譲渡契約において、本譲渡制限付株式(杉本氏)について、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意していること、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締

結に向けて、公開買付者との間で協議を継続しているNECの使用人であることから、本譲渡制限付株式（当社取締役）を所有する当社取締役は、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。また、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の所有者は、当社の子会社の役員であり、当社の意思決定に反する行動はとりがたいことから、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の数を控除しているとのことです。

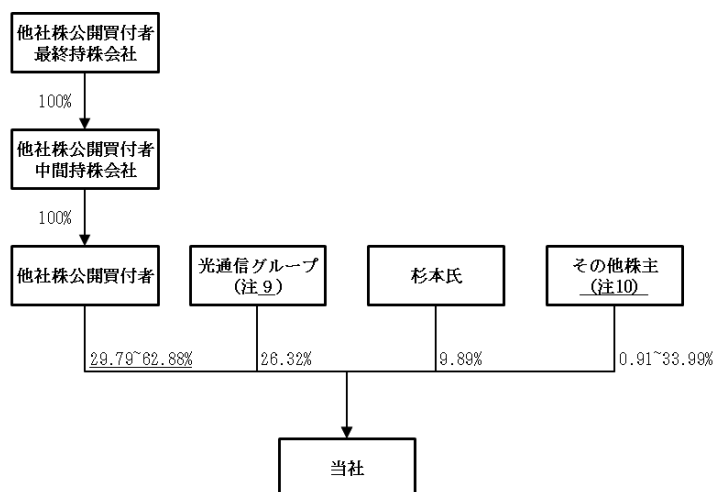
＜本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続のストラクチャー概念図＞

現在想定されている、本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続の概要は以下のとおりとのことです。

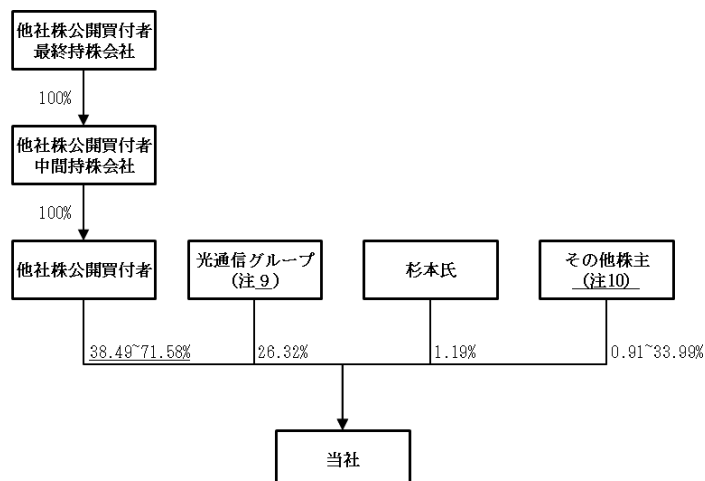
I 本取引実施前



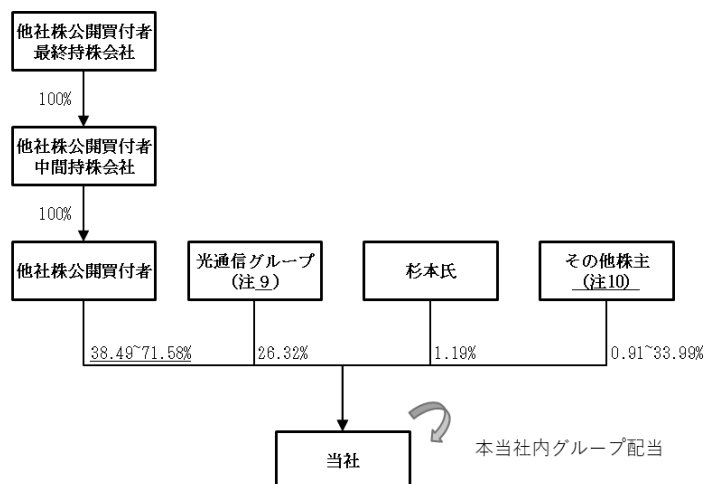
II 本他社株公開買付けの成立後（2026年9月下旬）



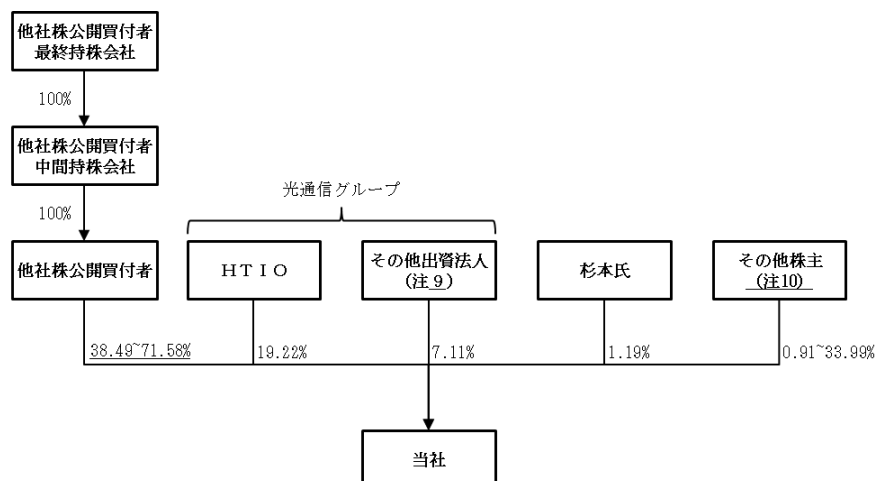
III 本並行買付けの成立後（2026年9月下旬）



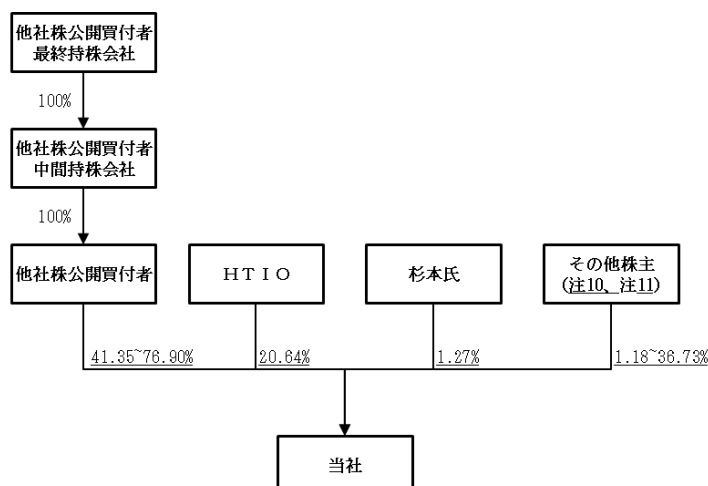
IV 本当社グループ内配当の実施（2026年9月末まで）



V 本現物分配の実施（2026年11月下旬頃）



VI 本自社株公開買付けの成立後（2027 年 1 月中旬頃）（注 11）（注 12）



VII 本株式併合の実施後（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

VIII 本第三者割当増資及び本減資等の実施（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

IX 本自己株式取得の実施（2027 年 1 月中旬以降）

<省略>

X 本取引実施後

<省略>

（注 9）<省略>

（注 10）NECについては、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本他社株公開買付けの公表予定日として伝達した2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、2026 年 8 月 5 日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているため、NEC所有株式についてはその他株主に含めているとのことです。

（注 11）<省略>

（注 12）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）の全てが本自社株公開買付けにより取得される前提としているとのことです。

本自社株公開買付けは、買付価格（以下「本自社株公開買付価格」といいます。）を 1,501 円、本臨時株主総会（2026 年 11 月中旬）後である 2026 年 11 月中旬から 2026 年 12 月中旬までの 20 営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,495,300 株、所有割合：14.96%）（注 13）を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数

の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「自社株買付府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

（注 13）本他社株公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主の皆様にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で可能な限り当社株式の売却の機会を提供するため、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限を本非公開化協力契約において本自社株公開買付けに応募することが合意されている本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）1,152,900 株（所有割合：6.91%）当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めている N E C が所有する当社株式 1,200,000 株（所有割合：7.20%）の合計を 142,400 株上回る 2,495,300 株（所有割合：14.96%、買付予定総額 3,745,445,300 円）と設定することを予定しております。

本自社株公開買付価格については、本他社株公開買付価格に比べて 149 円低い価格（注 14）とすることを予定しております。また、本他社株公開買付けに応募するか本自社株公開買付けに応募するかによって税務上の取扱いが異なりますが、当社の法人株主においては本自社株公開買付けに応募することによって本他社株公開買付けとは税務上の取扱いが異なり得ると理解しております。

（注 14）＜省略＞

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（iv）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、当社による、①当社の第 4 位株主である U H P a r t n e r s 3 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800 株、所有割合：6.94%、以下「U H P a r t n e r s 3」といいます。）が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 11,500 株、②当社の第 5 位株主である U H P a r t n e r s 2 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900 株、所有割合：6.86%、以下「U H P a r t n e r s 2」といいます。）が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 11,400 株、③当社の第 6 位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式（1,079,600 株、所有割合：6.47%）の全て、④当社の第 7 位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700 株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 9,600 株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している当社株式の全てである 40,800 株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定とのことです。）の全てを合計した

1,152,900 株（所有割合：6.91%）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥当社の第 3 位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000 株、所有割合：7.20%、以下「NEC」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「NEC 所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数 1,079,600 株。本信託契約解除が行われた場合には 1,120,400 株）、株式会社 UH Partners 2（以下「(株) UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数 11,400 株）、株式会社 UH Partners 3（以下「(株) UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数 11,500 株）及び株式会社エスアイエル（以下「(株) エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数 9,600 株）となる予定とのことです。

<中略>

加えて、他社株公開買付者は、当社の第 4 位株主である UH Partners 3（所有株式数：1,156,800 株、所有割合：6.94%）、当社の第 5 位株主である UH Partners 2（所有株式数：1,143,900 株、所有割合：6.86%）、当社の第 6 位株主である光通信（所有株式数：1,079,600 株、所有割合：6.47%）、当社の第 7 位株主であるエスアイエル（所有株式数：968,700 株、所有割合：5.81%）、並びに株式会社光通信の連結子会社である株式会社エスアイエル（以下「(株) エスアイエル」といいます。）、株式会社 UH Partners 2（以下「(株) UH Partners 2」といいます。）、株式会社 UH Partners 3（以下「(株) UH Partners 3」といいます。）及び HTIO（注 7）（以下、UH Partners 3、UH Partners 2、光通信、エスアイエル、(株) エスアイエル、(株) UH Partners 2、(株) UH Partners 3 及び HTIO をあわせて、「光通信グループ」といいます。）の各社との間で、2026 年 8 月 5 日付で非公開化協力契約（以下「本非公開化協力契約」といいます。）を締結し、光通信グループが 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の全て（所有株式数：4,349,000 株、所有割合：26.08%）及び信託譲渡対象株式（所有株式数：40,800 株、所有割合：0.24%）のうち、(i) 本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について、(a) 本他社株公開買付けに応募しないこと（三井住友信託銀行に対して応募する旨の指示を行わないことを含むとのことです。）、(b) 本他社株公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること（信託譲渡対象株式に関する議決権行使を除くとのことです。）、(c) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募すること、(ii) ① UH Partners 3 が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 1,133,800 株、② UH Partners 2 が 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 1,121,200 株及び③ エスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有する当社株式の一部である 949,500 株を合計した 3,204,500 株、（以下「本自己株式取得応募合意株式」といい、本自己株式取得応募合意株式を所有する光通信グループを「本自己株式取得応募合意株主」といいます。なお、下記のとおり、本基準日の翌

日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配が実施される結果、本自己株式取得応募合意株主はHTIOとなる予定とのことです。) について、(a) 本他社株公開買付け及び本自社株公開買付けに応募しないこと、(b) 本他社株公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、(c) 本株式併合の効力発生後の 2027 年 1 月中旬頃に当社が実施する予定の臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本減資等を行うことに関連する各議案に賛成すること、(d) 本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後の 2027 年 1 月中旬以降に当社が実施する予定の本自己株式取得に応じて本自己株式取得応募合意株式を売却することに合意しているとのことです(注8)。

(注7) <省略>

(注8) <省略>

さらに、他社株公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i) 本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルのそれぞれが所有する当社株式について、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を(株)エスアイエル、(株)UH Partners 2 及び(株)UH Partners 3 に対して、(ii) 本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること(以下「本現物分配」といいます。)に合意しているとのことです(注9)。本現物分配が実施される結果、(株)エスアイエルは当社株式 9,600 株(所有割合:0.06%)を、(株)UH Partners 2 は当社株式 11,400 株(所有割合:0.07%)を、(株)UH Partners 3 は当社株式 11,500 株(所有割合:0.07%)を、HTIOは当社株式 3,204,500 株(所有割合:19.22%)をそれぞれ所有することとなる予定とのことです。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)が本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を本自社株公開買付けに応募し、かつ、当社の株主を他社株公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものであるとのことです。なお、本非公開化協力契約の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本非公開化協力契約」をご参照ください。

(注9) 本現物分配は、本現物分配を実施する日以前 1 年以上継続して形式的基準による特別関係者(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、令第 9 条)に該当するものの間で実施されることから、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。)第 3 条第 1 項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けているとのことです。

また、他社株公開買付者は、当社の第 3 位株主であるNEC(所有株式数:1,200,000 株、所有割合:7.20%)との間で、2026 年 8 月 31 日付で他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書(以下「本不応募契約(NEC)」といいます。)を締結し、NEC所有株式(所有株式数 1,200,000 株、所有割合:7.20%)について、(i) 本他社株公開買付けに応募しないこと、(ii) 本他社株公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、(iii) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本不応募契約(NEC

C)の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「④ 本応募契約 (NEC)」をご参照ください。

また、他社株公開買付者は、当社の第9位株主である株式会社EMシステムズ（以下「EMシステムズ」といいます。）（所有株式数：700,000株、所有割合：4.20%）との間で、2026年8月31日付で応募契約（以下「本応募契約 (EMシステムズ)」といいます。）を締結し、EMシステムズが2026年8月31日現在所有する当社株式の全て（所有株式数：700,000株、所有割合：4.20%）について、本他社株公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本応募契約 (EMシステムズ)の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「⑤ 本応募契約 (EMシステムズ)」をご参照ください。

さらに、他社株公開買付者は、当社の株主である日本事務器株式会社（以下「日本事務器」といいます。）（所有株式数：283,200株、所有割合：1.70%）との間で、2026年8月31日付で応募契約（以下「本応募契約 (日本事務器)」といいます。）を締結し、日本事務器が2026年8月31日現在所有する当社株式の全て（所有株式数：283,200株、所有割合：1.70%）について、本他社株公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本応募契約 (日本事務器)の詳細につきましては、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「⑥ 本応募契約 (日本事務器)」をご参照ください。

本他社株公開買付けにおいて、他社株公開買付者は、当社株式の非公開化を企図しているため、買付予定数の下限を3,768,300株（所有割合：22.60%）に設定しており、本他社株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本他社株公開買付けにおいては、他社株公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないことから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,768,300株）以上の場合は、他社株公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本他社株公開買付けにおける買付予定数の下限（3,768,300株、所有割合：22.60%）は、本基準株式数（16,675,537株）に係る議決権の個数（166,755個）に、3分の2を乗じた数（111,170個、小数点以下を切上げ。）から、当社の取締役6名が所有する譲渡制限付株式（杉本氏が所有する当社株式197,800株（株券等所有割合（注10）：1.19%）、新里雅則氏が所有する当社株式27,200株（株券等所有割合：0.16%）、松澤好隆氏が所有する当社株式42,100株（株券等所有割合：0.25%）、芳賀恵一氏が所有する当社株式21,200株（株券等所有割合：0.13%）、田口常仁氏が所有する当社株式10,000株（株券等所有割合：0.06%）、藤本香氏が所有する当社株式6,100株（株券等所有割合：0.04%）。以下「本譲渡制限付株式（当社取締役）」といいます。）（304,400株）に係る議決権の個数（3,044個）、当社の子会社の取締役7名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）」といいます。）（44,500株）に係る議決権の個数（445個）、本譲渡株式（1,450,800株）に係る議決権の個数（14,508個）、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式に

については除くとのことです。1,112,100 株)に係る議決権の個数(11,121 個)、NEC所有株式(1,200,000 株)に係る議決権の個数(12,000 個)、本自己株式取得応募合意株式(3,204,500 株)に係る議決権の個数(32,045 個)及び本現物分配対象外株式(32,400 株)に係る議決権の個数(324 個)を控除した数(37,683 個)に、当社の単元株式数である 100 を乗じた株式数(3,768,300 株)に設定をしているとのことです。なお、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除き、本基準日時点での本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)が議決権を行使する予定とのことです。また、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有している当社株式のうち、本現物分配対象外株式に関しても、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定とのことです。さらに、NEC所有株式については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、NECが議決権を行使する予定とのことです。

(注 10) <省略>

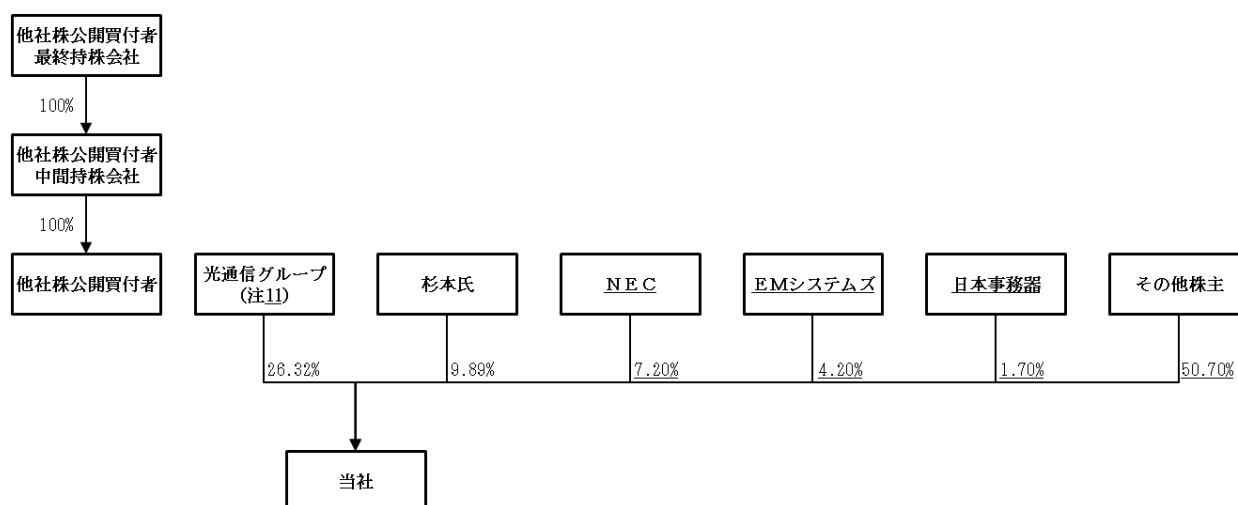
本取引において、他社株公開買付者が当社株式を非公開化することを目的としているところ、意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、買付予定数の下限を、他社株公開買付者、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)(ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。)、NEC及び本自己株式取得応募合意株主が所有する議決権の数、本現物分配対象外株式に係る議決権の数、並びに本譲渡制限付株式(当社取締役)及び本譲渡制限付株式(当社子会社取締役)に係る議決権の数の合計で当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。なお、本現物分配対象外株式に関しては、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定であるため、買付予定数の下限を設定するにあたり控除しているとのことです。本譲渡株式(1,450,800 株)に係る議決権の個数(14,508 個)については、本基準日前に他社株公開買付者が取得する見込みであることから、本臨時株主総会において、他社株公開買付者により本株式併合に対して賛成の議決権行使がなされる予定とのことです。本譲渡制限付株式(当社取締役)に関しては、譲渡制限が付されていることから、本他社株公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026 年 8 月 5 日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本他社株公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、当社の取締役 10 名のうち、杉本氏及び浅見英徳氏(以下「浅見氏」といいます。)を除く 8 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること(なお、杉本氏は、他社株公開買付者との間で本譲渡契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受

け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、他社株公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用人であるため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において他社株公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。）、杉本氏は本譲渡契約において、本譲渡制限付株式（杉本氏）について、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意していること、浅見氏は他社株公開買付者との間で本不応募契約（NEC）を締結しているNECの使用人であることから、本譲渡制限付株式（当社取締役）を所有する当社取締役は、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。また、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の所有者は、当社の子会社の役員であり、当社の意思決定に反する行動はとりがたいことから、本他社株公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の数を控除しているとのことです。

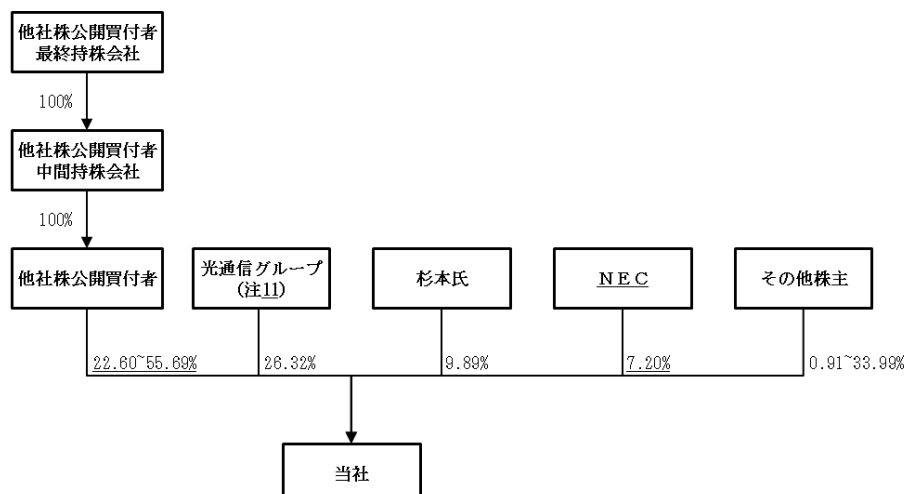
＜本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続のストラクチャー概念図＞

現在想定されている、本他社株公開買付け及びその後に想定されている各手続の概要は以下のとおりとのことです。

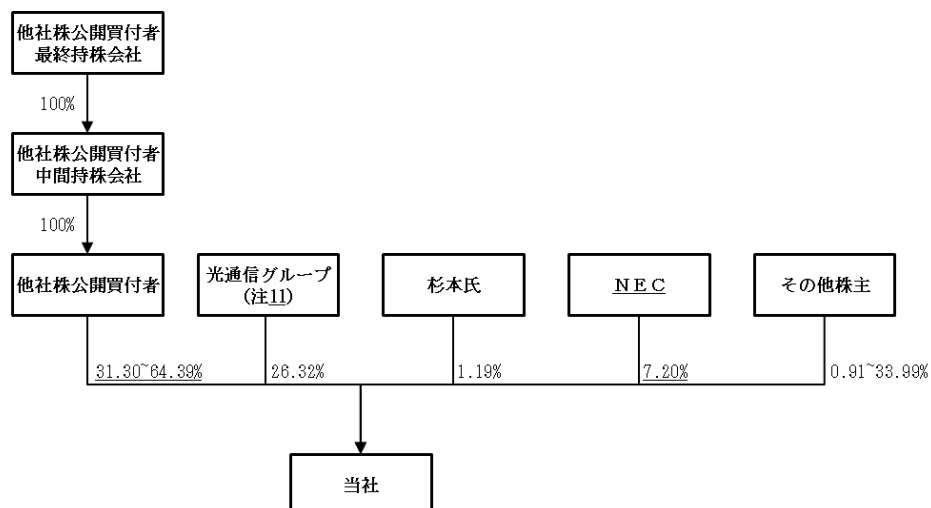
I 本取引実施前



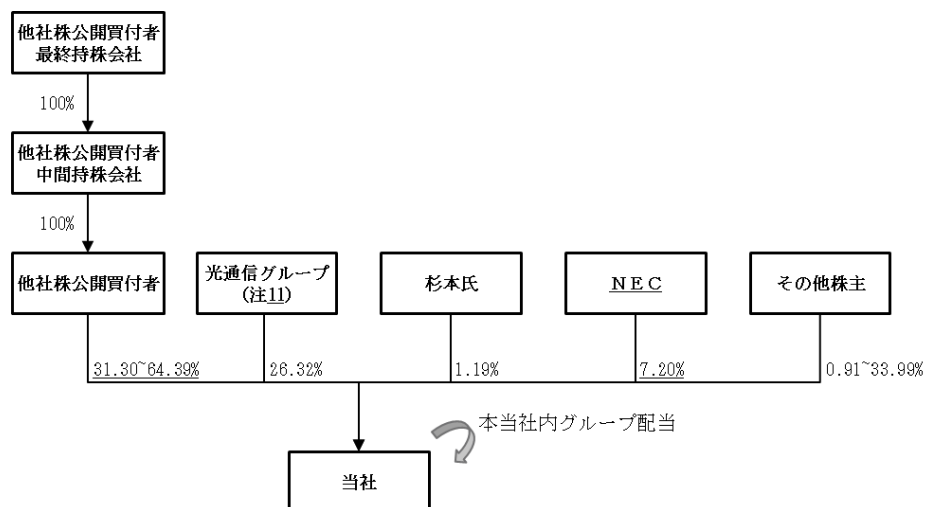
II 本他社株公開買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



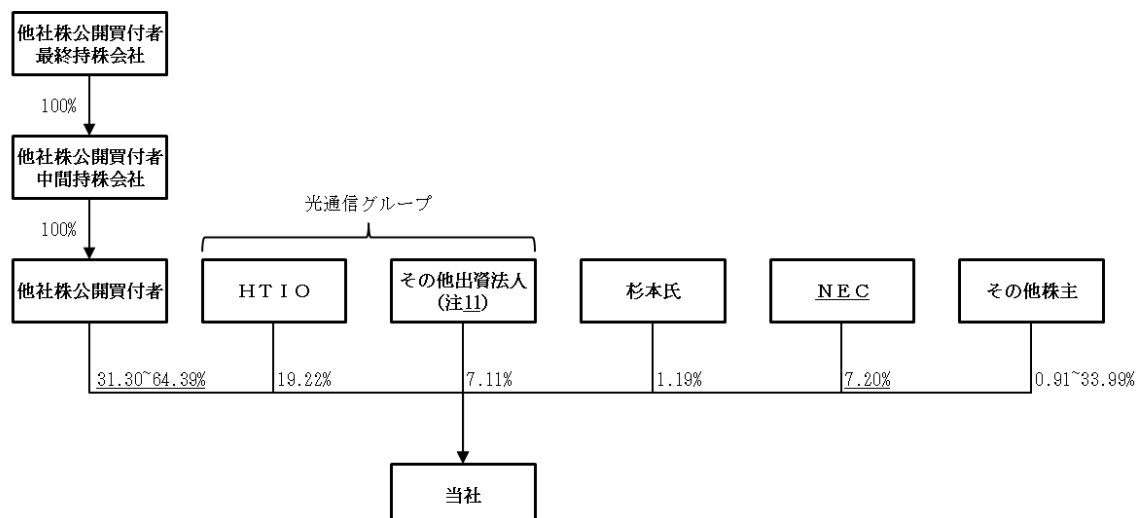
III 本並行買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



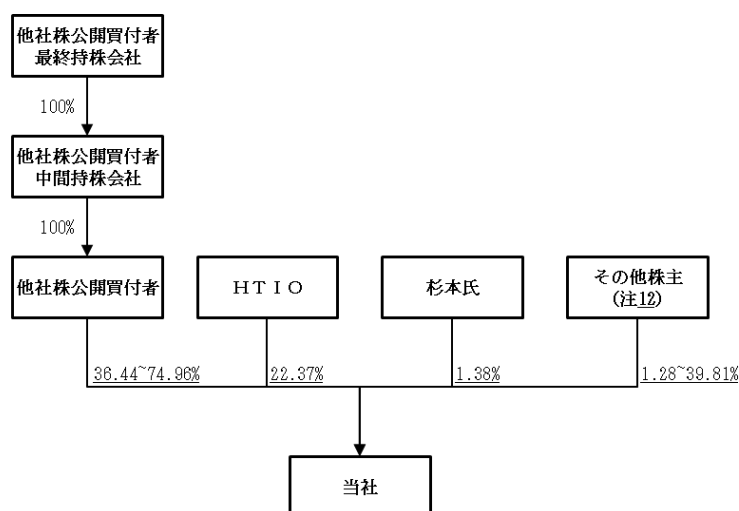
IV 本当社グループ内配当の実施（2026 年 9 月末まで）



V 本現物分配の実施（2026 年 11 月下旬頃）



VI 本自社株公開買付けの成立後（2027 年 1 月中旬頃）（注 12）（注 13）



VII 本株式併合の実施後（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

VIII 本第三者割当増資及び本減資等の実施（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

IX 本自己株式取得の実施（2027 年 1 月中旬以降）

<省略>

X 本取引実施後

<省略>

（注 11）<省略>

（注 12）<省略>

（注 13）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及びNEC所有株式の全てが本自社株

公開買付けにより取得される前提としているとのことです。

本自社株公開買付けは、買付価格（以下「本自社株公開買付価格」といいます。）を 1,501 円、本臨時株主総会（2026 年 11 月中旬）後である 2026 年 11 月中旬から 2026 年 12 月中旬までの 20 営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,495,300 株、所有割合：14.96%）（注 14）を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「自社株買付府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

（注 14）本他社株公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主の皆様にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で可能な限り当社株式の売却の機会を提供するため、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限を本非公開化協力契約において本自社株公開買付けに応募することが合意されている本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）1,152,900 株（所有割合：6.91%）及びNEC所有株式 1,200,000 株（所有割合：7.20%）の合計を 142,400 株上回る 2,495,300 株（所有割合：14.96%、買付予定総額 3,745,445,300 円）と設定することを予定しております。

本自社株公開買付価格については、本他社株公開買付価格に比べて 149 円低い価格（注 15）とすることを予定しております。また、本他社株公開買付けに応募するか本自社株公開買付けに応募するかによって税務上の取扱いが異なりますが、当社の法人株主においては本自社株公開買付けに応募することによって本他社株公開買付けとは税務上の取扱いが異なり得ると理解しております。

（注 15）＜省略＞

＜後略＞

以 上